

「双葉町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」変更の概要

1 変更の趣旨

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」）は、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村の農業経営基盤の強化の促進に関する目標及び目標達成に向けた推進方策を定めたものです。

今般、農業経営基盤強化促進法が改正・施行され、福島県の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が変更されたことから、これらを踏まえて当町が策定している基本構想を変更するものです。

【基本構想の構成】

項目	内 容
第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の様態等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標
第3	農業を担う者の確保及び育成に関する事項
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項

2 主な変更内容

主な変更内容は、次の（１）～（３）です。

（１）新規就農者等の確保・育成の推進目標の新設【第1-3（2）】

新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標（年間の目標人数）を記載。

（２）農業を担う者の確保・育成に関する事項の新設【第3】

地域の農業を担う者の確保及び育成の考え方、町が主体的に行う取組、関係機関との連携等について記載。

（３）農業経営基盤強化促進事業について地域計画の関する事項の追加【第5-1】

農業経営基盤強化促進法に基づく事業について、地域計画策定のための協議の場の設置方法や地域計画の策定の仕方等について記載。

また、これら以外で、前回変更（令和3年1月）から双葉町の農業を取り巻く環境や町の取組が変化していることを踏まえて、記載内容を見直しました。

3 変更のスケジュール

- 令和5年6月 農業者、関係団体等の意見の反映（パブリックコメント）
農業委員会及び農業協同組合への意見聴取
- 令和5年6月 県相双農林事務所への事前協議
- 令和5年7月 県知事への正式協議
- 令和5年9月 県知事の同意
- 令和5年9月 基本構想変更の公告